

移住関係者用資料

業務資料 No. 126

ブラジル農業移住案内

〔雇用移住編〕



1970. 3

海外移住事業団

国際協力事業団

受入 月日	84. 8. 20	703
		81
登録No.	13313	EM

まえがき

最近、次の世代を担う若い年齢層に海外移住気運が高まりつつありますが、海外移住を志す人々にとって正しくかつ新しい現地事情を理解することが最も大切なことでもあります。

この案内は特に先輩日本人移住者の活躍の舞台であるサンパウロを中心として青年農業移住の概要をとりまとめたものですが、移住相談に充分活用されることを望みます。

1970. 3

海外移住事業団

業務第一部長

JICA LIBRARY



1025335[9]

—◇ 目 次 ◇—

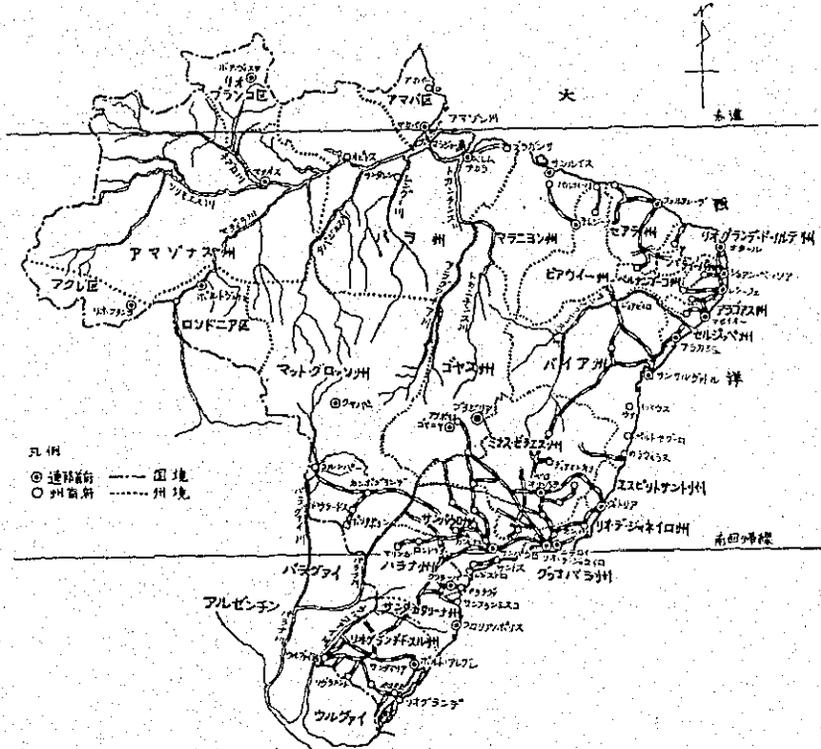
1. ブラジルの概況について.....	1
(1) 一般概況.....	1
(2) 日伯関係.....	2
(3) 社会と文化.....	3
2. 応募者の取扱について.....	5
(1) あっせんの人員・送付時期.....	5
(2) 応募者の資格条件.....	5
3. 雇用条件について.....	6
(1) 契約期間.....	6
(2) 労務契約書.....	7
4. 雇用主あっせんと訓練講習.....	14
(1) 雇用主のあっせん.....	14
(2) 渡航前訓練講習.....	14
5. 移住の手続について.....	14
(1) 移住申込の方法.....	14
(2) 適格通知書.....	15
(3) ブラジル官憲による移住者選考.....	15
(4) 渡航手続・乗船集結.....	15
(5) 訓練・講習.....	17
(6) 渡航手続・船中経費.....	17
(7) 携行荷物.....	18
6. 在外支部別地域現況.....	20
(1) サンパウロ支部管内.....	20
(2) ポルト・アレグレ支部管内.....	23
(3) ベレン支部管内.....	25
7. 雇用から独立営農への道.....	29
(1) 独立への段階的過程.....	29
(2) 具体的独立例.....	30

1. ブラジルの概況について

(1) 一般概況

ブラジルは南米大陸の約1/2を占め、日本の約23倍、面積851約万平方方で、北緯50°から赤道を越えて南緯33°に及ぶ広大な地域です。

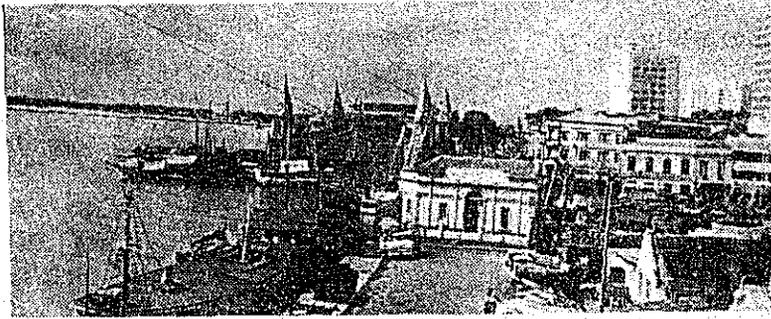
ブラジル国地図



赤道は北部アマゾン地域を横断しており、南回帰線が南部サンパウロを通過しております。

気候は熱帯・亜熱帯・温帯にまたがっており、有名なアマゾン河は北米ミシシッピーやアフリカのナイル河に次ぐもので、全長約5,800km、河口の都市ベレン（人口約60万人）から1,450km上流のマナオス市（人口20万人）まで1万トン級の大型汽船が航行しております。

したがって気候については、広大な地域ゆえに一口で論じ得ませんが次の3区分に大別されます。



ベレン港風景

◆熱帯地方

赤道をはさんで北緯 10° から南緯 10° に亘る地域で、アマゾンナス・パラ・マラニオン等の州を含めた北伯と北東部及びバイヤ・ゴヤス州の北部を加えた地域で、全国土の65%を占めています。

人口は全体の $\frac{1}{4}$ に達せず未開発地が多い。

年間平均気温は $25^{\circ}\sim 27^{\circ}$ で夏の最高は 34° を記録しています。

特にアマゾンヤ地方とマラニオン・セアラ諸州の海岸地方は全般的に降雨量が多く、年間2,000mmを越えています。

又同地域においては、7月から12月まで乾期でその他の月は雨期といわれております。

◆亜熱帯地方

南緯 10° から南回帰線 23° の間に位置する諸州では、気温は概ね高く年平均気温は $22^{\circ}\sim 26^{\circ}\text{C}$ 位で夏期(1~2月)が相当暑い、高台(700~800m)の高原地帯は平均 18°C 程度で凌ぎ易くサンパウロの気候は快適です。

雨量は年間1,000~2,000mmを記録しております。

◆温帯地方

南回帰線以南に位置する、パラナ・サンタカタリナ及びリオグランデ・ド・スールの諸州での気候は、一般に温帯で四季の区別がはっきりしています。

年間平均気温は、 $18\sim 20^{\circ}\text{C}$ 位で雨期と乾期の区別がはっきりしており、又6~8月の冬期にはやや寒さが強く降霜・降雪を見ることがありますが、概してヨーロッパ人にも適しており、ドイツ・イタリア移住者が最も多く住んでおります。



亜熱帯に属するサンパウロ市

(2) 日伯関係

1850年奴隷輸入禁止に伴ない、輸出基幹農産物であるコーヒー栽培労働力の確保のため、ブラジルはヨーロッパ移住者の導入を積極的に進め、1,880~1,900年

にイタリアを始めポルトガル・スペイン等から約200万人の移住者を受入れましたが、コーヒーの不況からイタリアは、移住者送出を中止するに至りました。

一方日本を取りまく世界情勢は北米におけ排日運動の激化、オーストラリアでは、明治34年(1901年)日本移民制限法を施行し、1907年にはカナダとの間にルミー協定を結んだため、日本人の海外進出への門戸は完全に閉ざされました。

ここで進取の気性に富む日本人の目は当然のことながら、ブラジルに向けられ、1908年(明治41年)6月笠戸丸にて第1回ブラジル移住者158家族781名が、ブラジルのサントス港にその第一歩を踏み出しました。

以降1941年第2次世界大戦勃発直前に18万9千人が移住、大戦終えんまで杜絶しました。

戦後1952年我が国の平和復興により、久しく杜絶したブラジルへの移住は1952年、年振りに再開され1968年までに、政府渡航費支給及び自費移住者数は55,494人となっています。

そして、その活躍基盤は明治41年来60年余の過程にあって政界・教育界・官界をはじめ各方面に進出しており、農商工事に従事し大農場主として成功されている日本人も数多くおります。

南米第一といわれたコチア産業組合は故下元健吉氏等の創立によるもので、1927年設立され購買・販売・技術指導等を始めとし、後継者育成のため日本から多数の雇用農業青年を受入れた実績を持っております。この他1955年には、サンパウロ日本文化協会が更に1958年には汎アマゾンヤ日伯協会が設立された。

これら設立団体は、日系人相互の融和を図り文化・教育及び経済上の発展向上に寄与し日伯親善の増進を図っております。

ちなみに1966年における、我が国から伯国への輸出額を見るにその総額は4,400万ドルとなっており重化学工業品を筆頭に機械機器等の順位となっています。

特に注目される輸出品に書籍雑品の453,000ドルが掲載されており在留邦人による日本文化の吸収・紹介はかなり増加しております。

なおこの他に1959年日本移住者援護協会がサンパウロ市に設立され、日本人移住者の福利厚生及び医療指導等に従事しており、まことに心強いものがあります。

(3) 社会と文化

一 宗 教 一

ポルトガルの植民開始以来、ローマ・カトリックの宣教師が続々と渡伯し、猷身的・超人的布教が進められ、特にジェスイット派の活動は辺境の奥地にまで浸透したため全人口(推定8千万人)の90%以上がローマ・カトリック教徒で、世界最大のカトリック教国といわれております。

原住民の一部は固有の宗教を信奉しているものもおりますが、極めて少なくなっており、かの有名なリオ・デ・ジャネイロ市のカーニバルとコルコバードに聳えるキリスト像は、ブラジルのシンボルとなっております。憲法上は、宗教の自由が認められておりプロテスタント・回教・仏教等も一部では信仰されています。

一 教 育 一

ブラジルの国語は、ポルトガル語で、教育制度は初等教育4カ年の義務教育となり無料です。

中等教育には4カ年制中学校と3カ年制の高等学校があります。

高等教育には専門によって4～6カ年の修学年限があります。

総合大学は国立11校・州立5校・私立11校・農務省直轄3校の計30校があります。

日系人児童に対する日本語教育は現在も行なわれており、サンパウロ市の日本文化協会では、日本語教科書を編纂して日本語教育に寄与しております。

一 文 化 一

ブラジルの文化は植民地時代に導入されたポルトガル文化と原住インディオ文化が混淆し、更にアフリカ黒人文化の色彩が加わったものといえます。

18世紀以降はフランス文化の影響を強くうけ、都市ではヨーロッパ的生活様式が支配しておりますが、第2次世界大戦後はアメリカの様式が相当入りこんでおります。

元来ブラジル人は一般的に友情に厚く楽天的で音楽を愛好し、のんびりした国民性を持っております。

国民的スポーツとして有名なものにフットボールがあり、ブラジル人と親しく交際するには、先ずフットボールを知ることも一つの方法とさえいわれている位です。

新聞は南米で最も発達しており主な日刊紙の発行は約390万部で、ラジオ放送は日本の $\frac{1}{4}$ 、テレビ放送は日本の $\frac{1}{6}$ 程度の普及率です。

また、ブラジルには、全く地震や台風等の天災がなく都市においては数十階の近代高層建築が立並んでいますが、一般の建築はポルトガル風の模倣様式が多く奥地では、バンガロー風の簡易住宅が多いようです。

一 交 通 一

地勢上交通の発達は充分とはいえず鉄道及び道路は植民地時代から北東部及び海岸地域に限って発達して来ましたが、今や陸運の時代から航空機の時代へと移行しております。

鉄道の大部分は政府の所有で総延長約37,000 ㌞（日本は約20,000 ㌞）で、舗装道路は約4,500 ㌞（日本は約34,000 ㌞）ですから面積の広さに比べ、その発展情況は良とはいいがたいようです。

近年奥地開発と自動車工業の発達に伴ない道路の建設は、大いに進められております。

航空機輸送年1927はに始まって以来、ブラジルの地理的特異性によって飛躍的に発達し、最近の商業航空飛行料はアメリカ・イギリスに次いで世界第3位といわれており、外国系航空会社も多数乗入れております。

又空のタクシーと呼ばれる小型飛行機の利用も普及しております。

一 医 療 衛 生 一

都市における医療機関はよく整っておりますが、僻地では無医村も多いようです。

また、日本と異なりブラジルは医薬分業制度となっております。

医療機関は公立病院と一般の民間医師の外に宗教団体が経営する慈善病院（Santa Casa）が普及しており、生活困窮者に対して無料診療も行っています。

事業団では年数回、僻地の日本人集団移住地に巡回診療班を派遣するほか産業組合によっては病院・医師等を有しそれぞれ診療を行なっています。

2. 応募者の取扱について

(1) あっせん・送付

(イ) あっせん人員……………年間 300 名（常時受付）

註] 当事業団で求人あっせん可能な北伯・中伯・南伯地域向け単身・家族移住者数を示すものである。

雇用主の指定ある移住志望者にあつては、支那の雇主あっせん行為はないが、当事業団あっせんの移住者と同様支那宛現地推せん書を提出するものとする。

(ロ) 送付時期……………

(横浜港) 4. 6. 8. 10. 12. 2	} の各月大阪商船三井船舶による。
(神戸港) 5. 7. 9. 11. 12. 3	

註] 伯国官憲による選考許可が到着し、選考を合格した月に最も近い便船による。

(2) 応募者の資格条件

永住の目的を持ち渡航するもので、次の要件をみたすもの。

イ) 「農業技術移住者のプログラム」のいずれかを充足するもので、開拓意欲旺盛でかつ農業が好きなもの。

ロ) 単身の場合は渡航時点において満18才から25才位までの未婚の男子であること。

ハ) 若夫婦の場合は、夫が30才位までとし子供がないこと。

ニ) 家族の場合は、家長が20才から50才までの男子で、妻のほか15才以上の男子が1人以上含む家族が望ましい。

ホ) 農業労働に耐えうる強健な身体の主であること。

ヘ) 心身共に健全であり、特に次の疾病および肉体的欠陥のないこと。

トラコーマ・各種伝染病・結核性疾患・慢性臓器疾患・腺病体質・ガン・遺伝性疾患、心臓病・高血圧症・ライ病・性病・盲・聾啞・義眼・精神病・アルコール中毒症・麻薬中毒症・不具廃疾（小児麻痺・手足指等の切斯・先天性又は後天性畸型）

ト) 思想型固で犯罪等反社会的行為をしたことのないもの。

註] “農業技術者のプログラム”

(1) 農業経験3年以上で農業機械の操作（運転・分解・組立）のできる者。一

農業経験3年以上で、その期間内外を問わず農業に関する資格、免許及び農業機械を操作していたことがあり、同技術を習得している者をいう。

たとえば農業経験3年以上で県の農業機械化センター又は自家農場で農業機械を操作する技術を習得

している者をいう。

(2)―専門学校卒業（又は修了）者―

農業大学（学部及び短期を含む）及び農業高校（学科及び専門学校を含む）卒業者。

(3)―各県農業研修機関修了者―

農業経験年数に関係なく、各県にある6ヶ月以上の訓練・講習を実施している機関を修了した者であり、たとえば伝習農場やこれに該当する内容をもつ機関を修了した者をいう。

(4)―事業団長期訓練・講習修了者―

農業経験年数に関係なく、事業団の実施する6ヶ月間の訓練・講習を修了した者をいう。

(5)―事業団2ヶ月訓練・講習修了者―

農業経験1年以上3年未満の者で事業団の実施する約2ヶ月間の訓練・講習を修了した者をいう。

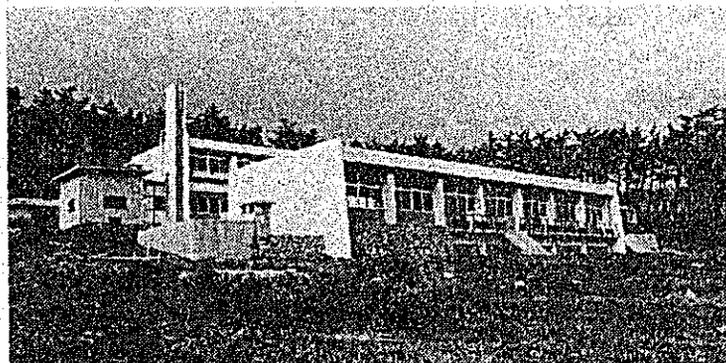
(6)―各県農業機械化センター修了者で事業団短期訓練・講習修了者―

農業経験1年以上3年未満の者で各県の農業機械化センター（研修所または管理指導所等を含む）の約1ヶ月間の講習を修了し、且つ事業団の実施する約1ヶ月間の訓練・講習を修了した者をいう。

(7)―その他事業団の事前申請により伯国極東選考事務所が認定した者―

註] 1. 伯国極東選考事務所の審査基準は、農業経験の起点を満18才としているので(1)に該当する移住志望者の取扱は特に年令に留意のこと。

2. 農業高校卒業者は(2)に該当し、中卒普通高校卒業者は(2)以外の各項を適用のこと。



赤城山中腹に偉容をほこ海外移住研修所

3. 雇用条件について

(1) 契約期間・給与

(イ) 契約期間……………4年

契約終了後、引続いて再契約を希望する場合または、他の雇用主との契約を希望する場合には、事業団現地支部（現地法人名ジャミック）が紹介・あっせんする。

(ロ) 給 与

・初任給は、ブラジル国労働法による最低賃金を下回らない額で、食費・住居費等を差引いた手取り額は、給与の50%以上となっております。

- ・就労6ヵ月後、本人の就労状況・能力・経験等を考慮し昇給することがあります。
- ・昇給は年1回必ず行なわれますが、その額は一定しません。
- ・毎月の給与のほかに年度末1ヵ月分を基準として賞与（becimo Terceiro Salario）が支給されます。
- ・若夫婦および家族の場合は、成人男子にあっては単身に準じて支給され、就業可能の妻および子供については雇用主と移住者間で協議の上、決定されます。

(v) 住居・食事

住居は雇用主が準備します。食事は原則として雇用主が提供しますが当該経費は給与から控除されます。

また、自炊する場合には別途雇用主と協議することになります。

(vi) 労働時間・休日

雇用主・時季により多少の違いはありますが1日10時間程度で休憩・昼休み時間はこの中に含まれます。

ブラジル国農村労働法に定められる労働時間は1日8時間ですが、ブラジルの農業習慣は日の出から日の入りまでとなっております。

休日は原則として日曜と祭日ですが、各作業の繁閑に応じ変更される場合もあります。

(vii) 傷病

作業中の傷病については雇用主がその治療費の全額を負担するほか、休業中の賃金を支給します。

(viii) 就労の義務

労務契約締結後の移住者は雇用主の農場又は耕地において雇用主の命ずる労働に就労します。

夫婦および家族の場合、成人男子は単身に準じて就労し、妻および子供は雇用主と協議の上、比較的軽作業に従事します。

(ix) 労務契約書

雇用主は契約終了後、移住者が独立する際に物質的な援助の義務を負わないが、その他の雇用条件については、ブラジル国農村労働法の定めることに準ずることになります。

註] 労務契約書作成費用は、約3,000円程度かかります。これは一時雇用主が立替え契約期間を満了した場合は雇用主負担に切替えられますが、移住者が移住を中止した場合、または契約期間満了をまたぎ退耕した場合は移住者負担となります。

雇用農業移住者労務契約書（訳）

ブラジル国……州……区において……と称する平方メートルの耕地を有する〇〇氏（氏名、国籍、旅券又は鑑識手帳番号、配偶関係、職業、住所）〈以下「雇用主」という。〉と××氏（氏名、国籍、配偶関係、職業、生年月日、両親氏名、住所）〈以下「被雇用者」という。〉は次のとおり契約する。

本契約条項は伯国農業開発院（INDA）に番号△△をもって登録されているジャミック移住民有限責任持分会社（Jamic）が確認するもので Jamic は INDA に対し、本契約の忠実なる履行について責任を持つ。

雇用主の義務

- 第1条 雇用主は被雇用者……州……港まで出迎え、同港から耕地までの旅費及びその他輸送にともなう経費を支払う義務を有する。
- 第2条 必要な場合雇用主は被雇用者と連絡するために通訳をおくものとする。
- 第3条 被雇用者の初任給は月額……クルセイロノーボとする。
- 第4条 被雇用者の給料は被雇用者が労務に従事する地域の法定最低賃金を下回ることはいできない。また下船日をもって就労の第1日とする。
- 第5条 被雇用者の扶養家族が雇用主の耕地において報酬を受けて農業に従事する場合、その給料は本契約の当事者間で取り極めるものとする。
- 第6条 雇用主は耕地内において被雇用者に対し住居を保証する。
- 第7条 雇用主は被雇用者に対する貸借および供与商品代金を特定の帳簿に記載するものとする。当該帳簿は JAMIC が求めた時いつでも提示できる様な状態におかなければならない。
- 第8条 雇用主が被雇用者に対して供与する商品の価格は輸送費を含む原価とし、供与においては利潤を得てはならない。
- 第9条 雇用主は1963年5月20日付法律第4214号に基づき、被雇用者登録帳簿を保持し、また、被雇用者の農村労働者職業手帳取得の手続きを行なうものとする。
- 第10条 雇用主と被雇用者のすべての労働関係行為は、農村労働法規（法律第4214号、1963年）により規制されるものとする。

被雇用者の義務

- 第11条 本契約に基づく被雇用者の伯国入国は、現行移民法規ならびにその他入国法規に従うものとする。
- 第12条 被雇用者は農業労働に自己の能力を発揮し、また当該耕地において4年間労働に従事しなければならない。但し、本期間内に被雇用者が次項の能力があると認められる場合は、この限りではない。
- a) 分益農としての営農
 - b) 借地農としての営農
 - c) 自営農としての営農

一 般 規 定

第13条 雇用主は被雇用者が第12条に記される新営農を実施しようとする場合、好意的に適切な措置をこうずるものとする。

第14条 雇用主と被雇用者間に紛争ある場合、両当事者のいずれも JAMIC に調停方を要請することができる。満足すべき解決が得られない場合、現行労働法規に従い決定される。

第15条 本件当事者は本契約に基づく紛争の訴訟にあたっては、雇用主の耕地の所在する司法区を選ぶものとし、自己の希望する司法区を選ぶことはないものとする。

契約当事者は完全に合意し、証人立会のもとにここに同文四通の本契約書に署名する。第1通目は雇用主に、第2通目は被雇用者に、第3通目は JAMIC に、第4通目は INDA に宛られる。

市、州、 年 月 日

雇用主又はその代理人署名

被雇用者署名

JAMIC 署名

証 人 1. 署 名

2. 署 名

CONTRATO DE TRABALHO

A seguir denominado Empregado, na forma e condições das cláusulas abaixo, de conhecimento da "JAMIC" - Imigração e Colonização Ltda., registrada como empresa de imigração no Instituto Nacional de Desenvolvimento Agrícola INDA, sob número 1, a qual se responsabiliza perante o mesmo pelo fiel cumprimento deste instrumento.

DAS OBRIGACOES DO EMPREGADOR

- CLAUSULA 1. a - O Empregador receberá o Empregado no Porto de Santos, Estado de São Paulo, obrigando-se a custear as despesas de viagem de referido Porto até sua propriedade, bem como outras despesas decorrentes da mesma.
- CLAUSULA 2. a - Quando necessário, o Empregador valer-se-á de intérprete para se comunicar com o Empregado.
- CLAUSULA 3. a - O Salário inicial do Empregado será de NCr\$ mensais.
- CLAUSULA 4. a - O salário do Empregado não poderá ser inferior ao mínimo vigente na região onde o mesmo for exercer suas atividades, ficando convencionado o dia do desembarque, como primeiro dia de trabalho.
- CLAUSULA 5. a - Quando algum dependente do Empregado vier a exercer atividade agrícola remunerada na propriedade do Empregador, o salário será convencionado entre as partes contratantes.
- CLAUSULA 6. a - O empregador garantirá ao Empregado moradia em sua propriedade.
- CLAUSULA 7. a - O Empregador anotará o débito e o crédito do Empregado, bem como as mercadorias ao mesmo fornecidas, em livro próprio; o qual deverá estar sempre em condições de ser apresentado a "JAMIC" - Imigração e Colonização Ltda., quando lhe for solicitado.
- CLAUSULA 8. a - As mercadorias fornecidas pelo Empregado ao Empregado deverão ser a preço do custo, incluído as despesas de transporte, não podendo haver lucro nessa transação.
- CLAUSULA 9. a - O Empregado manterá um livro de Registro de Empregados e providenciará a Carteira Profissional de Trabalhador Rural do Empregado de acordo com a Lei n. o 4214 de 2 de Maio de 1963.
- CLAUSULA 10. a - Todos os atos da relação de emprego entre o Empregador e o Empregado serão regidos pela Legislação Trabalhista Rural (Lei, 4.214/63).

DAS OBRIGACOES DO EMPREGADO

- CLAUSULA 11.ª - À vinda do Empregado para o Brasil, em função de presente contrato, obedecerá a legislação Imigratória vigente e demais exigências para seu ingresso no território nacional.
- CLAUSULA 12.ª - O Empregado deverá comprovar sua capacitação para trabalhos agrícolas e se obrigará trabalhar na propriedade do Empregador, por prazo de anos, salvo se nesse período demonstrar capacitação;
- para exercer atividade agrícola como parceiro;
 - para exercer atividade agrícola como arrendatário; e
 - para exercer atividade agrícola na propriedade rural como proprietário.

DISPOSICOES GERAIS

- CLAUSULA 13.ª - O Empregador proporcionará medidas necessárias, sem criar dificuldades, quando o Empregado vier exercer novas atividades rurais, constantes da Cláusula 12.ª.
- CLAUSULA 14.ª - No caso de pendência entre o Empregador e Empregado, qualquer das partes interessadas poderá solicitar a "JAMIC" Imigração e Colonização Ltda., para servir de mediadora e se não chegar uma Solução que satisfaça a ambas as partes, será decidida de acordo com a legislação trabalhista aplicável e vigente.
- CLAUSULA 15.ª - Os contratantes elegem o fóro da comarca onde situar a propriedade do Empregador, para qualquer questão oriunda deste Contrato com expressa renúncia de entrepor mais privilégio que seja.

E, por estarem as partes contratantes de pleno e comum acordo, assinam o presente, em 4 vias de igual forma e teor, na presença das testemunhas abaixo, para os efeitos legais, destinando-se a

- 1.ª - ao Empregador
- 2.ª - ao Empregado
- 3.ª - ao "JAMIC" - Imigração e Colonização Ltda.
- 4.ª - ao Instituto Nacional de Desenvolvimento Agrícola-INDA.

EMPREGADOR:

EMPREGADO:

TESTEMUNHAS: 1.ª
2.ª

4. 雇用主あっせんと訓練講習

(1) 雇用主のあっせん

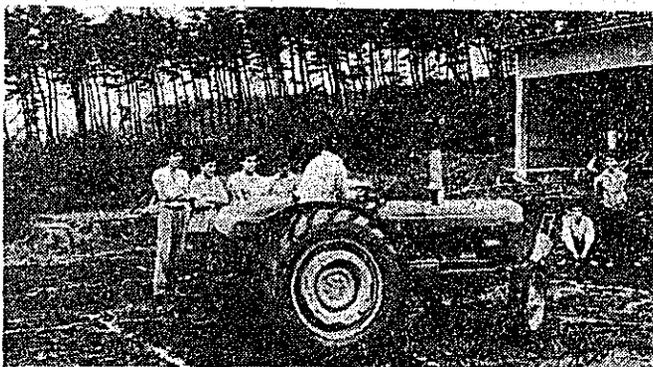
移住希望の方は、各都道府県に所在する当事業団事務所長宛あっせんに依頼します。県事務所にあつては、希望者本人と直接面接し適格と判定した場合本部を経て当事業団在外支部長宛推せん、雇用主のあっせんに依頼します。

註) 現地に引受予定者がある場合あらかじめ「現地推せん書」に引受予定者の氏名、住所を明記する必要があります。

(2) 渡航前訓練講習

あっせん中およびあっせん成立した移住志望者は原則として一定期間(約1ヵ月)集中的に行う訓練講習の受講が義務付けられています。

この講習・訓練は現地社会への適応性を高めるためのもので、語学・現地事情・労働習慣・農業機械操作技術の修得と実習・体育訓練を通じ体力・精神力の増強を併せ涵養しております。



赤城山研修所における訓練風景

5. 移住の手続について

(1) 移住申込の方法

移住を希望する方は、事業団各都道府県事務所(以下県事務所という)で、移住相談のうえ申込に必要な書類を作成して下さい。

(i) 必要書類

移住申込書	……………(県事務所備付用紙)	3通
健康診断書	……………(“ ”)	5通
戸籍謄(抄)本	……………(移住志望者本人準備)	3通

写 真……………(移住志望者本人準備) 5枚
履 歴 書……………(〃 〃) 2通
面 接 選 考 票……………(県事務所備付用紙) 1セット
渡航費支給申請内申書……………(〃 〃) 2通

註] その他県事務所が求める書類

(ロ) 現地推せん

県事務所は、当該申込者の適格条件を確認の上、現地推せん名簿・戸籍謄(抄)本・写真3通及び当該書類を事業団本部に送付し、本部は当該移住申込書に基づいて、在外支部に雇用主のあつせん、労務契約書作成・伯国農地改革院(I B R A)宛導入許可申請を依頼するため、現地推せんします。

(2) 適格通知書

事業団本部は、現地支部から送付された労務契約書に基づいて、労務契約書内容を審査適正と認められる者に対して横浜又は神戸移住センターから夫々の県事務所を通じて「適格通知書」を移住申込者に交付します。

(3) ブラジル官憲による候補者選考

導入許可の通知を俟って、事業団本部は移住候補者が乗船を予定する月の40日前に神戸・横浜両移住センターから候補者の医療・職業選考の実施について県事務所を通じて補候者宛通知します。

(4) 渡航手続・乗船集結

適格通知書の発給を受けた、移住志望者は、県事務所において次の手続を実施します。

- (イ) 健康診断……官公立病院で受診単身移住者で残留父母がある場合、父母の健診を要する。
- (ロ) 旅券申請……県庁旅券担当課で申請
- (ハ) 無犯罪証明書……県警鑑識課で申請
- (ニ) 選考用書類……県事務所にて指示する書類

※上述証明書、書類を完備した上、横浜又は神戸移住センター宛県事務所を通じ提出します。

但し選考用書類については県事務所を通じ、事業団本部宛選考開始20日前迄に提出します。

書類提出を受けた横浜・神戸移住センターにあつては、県事務所を通じ乗船集結のための移住センター入所通知を当該移住者宛発給しますので、移住者は概ね出帆10日前に夫々の移住センターに携行荷物と共に入所します。

入所中の手続は次のとおりで詳細については、県事務所にて指導しております。

- (イ) 渡航費の支給……………印鑑を必要とします。

- (d) 携行金のドル交換……源泉徴収書等必要の場合もあります。
- (e) 旅券交付と査証……戸籍謄(抄)本を必要とします。
- (f) 支度金・集結旅費・現地交通費の支給……
- (g) 輸送援護共済積立金の徴収……1人50円
- (h) 携行荷物の税関申告と通関……再梱包経費要
- (b) 無税通関申請用携行荷物リスト作成……認証料等5～6千円要

(Declaracao de Bens)

註] Declasacao de Bensについて

(S・42) 1967・11 Doereto 61324

(5) 外国よりの携行
荷物の関税取扱い

☆特 徴

事前許可なしの
免税物品は、身廻
品的品目で総額U
S \$ 100
現地生活上の必要
物品については事
前許可を立前とし
ている。

第2条 (免税となる範囲) ……衣類及び消耗品・テーブル掛け及びシート類・個人使用の宝石・個人、家庭又は職業上の必需品および土産品で総額US \$ 100以下の場合

第7条第3項(伯国領事館の事前許可により免税される範囲)

前提……伯国領事館から本国外務省に照会、外務省は関税収入局の意見を徴し必要の場合にはINDAの意見を徴した上で承認伯国領事に回報し、これに基づき入国査証附与をする。書式……Declaracao de Bens.

(A) 家具・家庭用品(含む台所陶器類・器具)……伯国における職業活動上必要とするものであることを立証することを要す。

動物・苗……動植物防疫特別規定を遵守する。

職業上必要とする器具・工具・機械・小規模の農畜機械及び農業用トラクター
(B) 使用中の車輛(ジープ型の車・トラック・自転車・オートバイ・スクーター)……本国出発前6ヶ月以前から所有していることを証明出来ること。各移住者又は各家族グループに対し1台限りであること。

(C) 自動車・舟艇・飛行機……原市場価格が装備を含めUS \$ 3,500を超えないもの

各移住先又は各家族グループに対し1台限りであること。

第8条第項(INDAの提言に基づき外務省の意見を徴した上関税政策審議会が承認する範囲)

移住者、移住者のコロニヤ、又は協同組合が携行する次のものに対し輸入税を免除する。

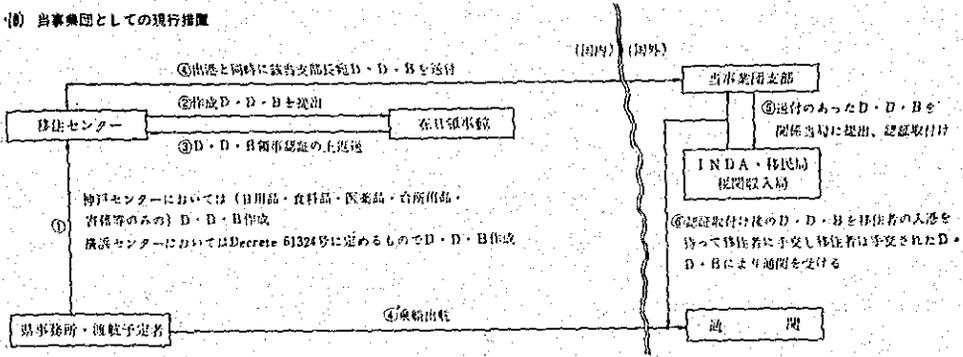
イ. 農畜産用機械及び設備・漁船

第10条 ① 移住者の財産目録は本国出発前に領事官憲により受理され認証されなければならない。仕切状・免許証・登記販売票その他の書類を提出しその所有権を立証し、領事官憲の判定を受けること。

② 機械、設備、器具については上記の証憑の外に伯国領事官憲が認めた信用ある専門機関発給の証明証を提出しなくてはならない。これは現在価格、製造年度、廃品でなく完全な状態にあること。修理再生品か否か明示のこと。

③ 数量と価格は受益者の経済的又は職業的条件に相応するものでなくてはならない。従って受益者の身分は厳格に格付けされる。

(B) 当事業団としての現行措置



出港風景

■ 船内設備

	等級	設備
キャビンクラス	Suite	2人部屋 応接室, バス, トイレ, 電話
	A	2人部屋 バス, トイレ, 電話
	B	2人部屋 洗面台, シャワー, トイレ, 電話
	F	2人部屋 洗面台, シャワー, トイレ, 電話
	Family Fare	Bo, Biを同グループが共用する場合
	Bi	2人部屋 洗面台, シャワー, トイレ, 電話
	C	2人部屋 洗面台, 電話
エコノクラス	Ca	4人部屋 洗面台, 電話
	Ci	4人部屋 洗面台, 電話
	Ea	4人部屋 洗面台
	Eb	2人部屋 洗面台
ミニクラス	Ec	4人部屋 洗面台
	Ed	6~8人部屋 洗面台
	Es	大部屋

(注) さくら丸 Suite, A, Bo, Family Fare, Bi, Co, Ci, Es
 あるぜんち丸 B'C, Ea, Eb, Ec, Ed
 ぶらじ丸 B, Ea, Eb, Ec, Ed

日本—ハワイ—カリフォルニア南米航路に就航の客船「ぶらじる丸」、「あるぜんちな丸」、及び日本—香港—台湾—日本—カリフォルニア航路の客船「さくら丸」で国内区間サービスを致します。

■航 路

- ・横浜→神戸（往航）船中1泊
- ・横浜→神戸（復航）船中3泊
- ・横浜→四日市（復航）船中1泊
（四日市に寄港しない場合は名古屋下船になります。）
- ・名古屋→神戸（復航）船中1泊
- ・神戸→長崎（往航）船中泊（さくら丸のみ）
（神戸経由横浜長崎間のご乗船になれません）

■出航時間

- ・原則として午後4時出航ですが、天候等により変更する事もありますので前日又は前々日に必ず最寄りの案内所にお問い合わせ下さい。

■船内ご案内

- ・まず船内の船客案内所へお出ください。みなさまの受付は、ここでいたします。あるぜんちな丸、ぶらじる丸はAデッキ中央入口の船首側、さくら丸はアッパーデッキ中央入口左舷にあります。
- ・外国航路就航船ですので、船室では寝巻の用意はありません。
- ・本船ではノーチップサービスを実施致しておりますので、チップのご心配は要りません。
- ・外国製品をお持ちの方は、乗船港よりあらかじめ税関に届け、検査印を取付けてください。
- ・本船には、バーの設備がありますので利用ください。
- ・早朝および午後には、メインロンジ・バーでお茶のサービスをいたします。
- ・お食事時間は、ご乗船受付のさいにご連絡いたします。なお、お食事その他のサービスは外国航路就航時と同じです。
- ・プールは、本船側の判断により準備させますので、使用時間などについては案内所またはスチュワードにお尋ねください。
- ・さくら丸にはプールはありません。

■お 願 い

- ・ゆかた・アンダーシャツ姿や、スリッパばきのまま食堂・バー・ロンジ、その他の公室へお出かけはご遠慮ください。
- ・火のもとには、特にご注意ください。
- ・たばこの吸いながらや、マッチかすは必ず定められた容器にお捨てください。
（けっして船内に捨てたり、海へ投げぬよう願いたします）
- ・港内や、港口附近を航行中は、海中にゴミをお捨てにならぬようお願いいたします。
- ・お問い合わせ・お申込みは下記へどうぞ

大阪商船三井船舶船客案内所

船 客 室 営 業 課 東京都中央区京橋1丁目2番地 大阪ビルディング（八重洲口）1階 105号室

電話 (272) 0951・0952・0953 郵便番号 104

船 客 室 業 務 課 東京都港区赤坂5丁目3番3号（TBS会館内）

TEL 大代表 (584) 5111 直通 (582) 7846～7 郵便番号 107

横 浜 支 店 船 客 課 横浜市中区山下町1 シルクセンター内 観光総合案内所

	電話 (951) 1361 (681) 7744 (直通)	郵便番号 231
名古屋支店総務課船客係	名古屋市中村区堀内町4の1 毎日名古屋会館内	
	電話 (581) 0411	郵便番号 450
大阪支店総務課船客係	大阪市北区宗是町1	電話 (441) 1731 郵便番号 530
神戸支店船客係	神戸市生田区海岸通り5	電話 (39) 8001 郵便番号 605
札幌支店営業課船客係	札幌市北二条4丁目1番地 三井ビル	電話 (23) 1223 郵便番号 060
門司支店営業課船客係	北九州市門司区港町7番18号	電話 (32) 2261 郵便番号 801
長崎代理店	長崎市出島町3番地10沢山商会	電話 (3) 1221-1 郵便番号 805
那覇代理店	那覇市西新町3丁目44 大和港運株式会社	

(5) 訓練・講習

訓練は群馬県勢多郡宮城村大字赤城山字溝ノ口所在の「海外移住研修所」にて約1カ月間実施されます。

この訓練は、其の国の言語と社会習慣等に馴れるためと、また移住者として、必要な知識（ポルトガル語・トラクター実習・保健衛生・国際教養・携行荷物等）と根性づくりを目的として行います。

また出発前の移住センター入所中にも語学・一般教養等必要な講習を行ないます。

(6) 渡航手続・船中経費

渡航手続および船中で必要な経費は、次のとおりですが、渡航費、支度費、集結旅費の補助もありますので、航海中の生活は少しも心配ありません。

(f) 健康診断料金（概ね6,500円程度）

移住申込用健康診断料……………500円程度

在 証 用健康診断料……………6,000円程度（残留両視・健康診断・含む）

(g) 査証及び認証料金（概ね4,500円程度）

旅券（1通につき）……………2,250円（現行）

現行荷物申告書（1件につき）…2,250円（〃）

(h) 旅券申請料金……………（120円）

(ニ) 写真作成料（12枚1セット）……………1,200円程度

(f)+(g)+(h)+(ニ)=11,192円と11,200円

(ロ) 船中雑費

船中生活に要する経費は、理髪、嗜好品の購入経費程度で寄港地の上陸経費を含んでも1万円程度見込めば充分です。

(ハ) 渡航費、集結旅費補助

—渡航費補助—

日本の乗船港から、アルゼンチン国ブエノス・アイレス港までの規定船賃全額が、事業団より支給されます。

○訓練日程の一例

月	日	曜日	6.00～7.00 朝礼体操 食前作業			午前の研修 (8.00～12.00)			午後の研修 (13.00～17.00)			(17.00～18.00)	(20.00～21.00) 夜の研修
			科目	論 節	所 属	科 目	講 節	所 属					
12月	1日	日						入 所	(5時まで)				訓練講習説明 自治会結成
◇	2日	月	施設見学	開講式。移住 理念	所 長	研 修 所	集 団 生 活 の あ り 方	職 員	研 修 所				
◇	3日	火	宿舍清掃	農 場 実 習	職 員	◇	移 住 地 現 況 (南伯)		本 部				研修生との 移住の歌練
◇	4日	水	農 作 業	ポルトガル語	伊藤エルザ	二 世	ポルトガル語	伊藤エルザ	二 世				習 画
◇	5日	木	◇	農 場 実 習	職 員	研 修 所	移 住 地 現 況 (北伯)		本 部				映 画
◇	6日	金	◇	農 場 施 設 見 学	◇	◇	南 米 の 花 卉	足 立 啓 次	元 外 務 省				映 画
◇	7日	土	◇	南 米 の 果 樹	足 立 啓 次	元 外 務 省	体 育 訓 練	職 員	研 修 所				自 習
◇	8日	日		休 日			休 日						
◇	9日	月	農 作 業	農 場 実 習	職 員	研 修 所	ト ラ ク タ ー の 取 扱		県 庁				自 治 会
◇	10日	火	◇	ト ラ ク タ ー の 基 本 運 転	職 員	静 岡 県 庁	農 業 の 使 い 方		県 庁				作 文
◇	11日	水	◇	ポルトガル語	伊藤エルザ	二 世	ポルトガル語	伊藤エルザ	二 世				映 画
◇	12日	木	清 掃	農 場 実 習	職 員	研 修 所	南 米 の 経 済 事 情	佐 藤 和 夫	明 学 大 教 授				性 格 検 査
◇	13日	金	農 作 業	南 米 の 経 済 と 社 会	佐 藤 和 夫	明 学 大 教 授	南 米 の 協 同 組 合		本 部				ス ラ イ ド
◇	14日	土	◇	雇 用 農 の 契 約 と 生 活	職 員	本 部	雇 用 農 の 契 約 と 生 活	職 員	研 修 所				自 習
◇	15日	日		見 学 研 修	◇	研 修 所	見 学 研 修	職 員	研 修 所				
◇	16日	月	農 作 業	農 場 実 習	◇	◇	移 住 地 の 保 険 衛 生	高 田 勲	北 里 大 教 授				個 人 指 導
◇	17日	火	◇	移 住 手 続 (極 選 関 係)	◇	本 部	国 際 教 養 と 宗 教	佐 々 木 鉄 治	カ ト リ ッ ク 移 住 協 議 会				◇
◇	18日	水	◇	ポルトガル語	伊藤エルザ	二 世	ポルトガル語	伊藤エルザ	二 世				◇
◇	19日	木	◇	特 別 講 義	一 時 婦 国 者		渡 航 手 続 と 携 行 荷 物	職 員	本 部				◇
◇	20日	金	◇	面 接 指 導	所 長, 職 員	研 修 所	面 接 指 導	所 長, 職 員	研 修 所				自 治 会
◇	21日	土	清 掃	閉 講 式	◇	◇	解 散						

— 支 度 費 —

事業団より次の基準で支給されます。

- 12才以上……………7,000円
- 3～12才未満……………3,500円
- 3才未満……………1,700円

— 集 結 旅 費 補 助 —

移住者に対しては、国内の現住地から、乗船港までの旅客運賃2等実費額の半額を、事業団より支給します。

(7) 携 行 荷 物

携行荷物は、移住者各人の手持資金、希望、所有状況等によって異なりますので、一概に規定することは出来ませんが、超過運賃、下船港通関料等の問題もあり、これ等をよく考え合せた上、携行荷物を決めるとよいと思います。携行荷物を準備するについては、次の事項を参考にして下さい。

ア、衣服類

イ、現在手持のものは、夏冬物とも全部携行して下さい。オーバー、セーターも充分役立ちます。又、作業服は中古品でよいからなるべく多く持参して下さい。

ロ、綿製品下着類は、現地製品は高すぎるものが多いので、できるだけ多く携行して下さい。長袖シャツ、パンツ等も6～7着準備する必要があります。

ハ、雨具類（合羽）も、手持のものは携行して下さい。

イ、寝具類

イ、昼夜の温度差が相当はげしいので、布団、毛布等使用中のものは全部携行して下さい。

ウ、履物

地下足袋（5足程度）、ゴム半長靴（2～3足）なお、サンダル類も持参すると非常に便利です。

エ、医薬品

薬品類は、ほとんどのものが入手できますから特に心配はいりませんが、緊急の場合に備えて救急薬品箱程度は持参して下さい。なお、当初の過労に備えてビタミン類等栄養剤も用意するとよいでしょう。

オ、その他日用品

イ、現在使用中の台所用品は出来るだけ携行すると都合がよく、新規に購入する場合は、つとめてアルミ製品やプラスチック製品を購入して下さい。

ロ、カメラは手持があれば携行する程度で新規購入の必要はありません。トランジスタラジオ（日本からの短波放送受信できるもの）を携行すると非常に便利です。

なお、荷物の内容、荷造り、輸送等詳細については県事務所と充分ご相談下さい。

※携行荷物の無貨輸送許容量

携行荷物の無貨輸送許容量（サントス港まで無貨で運んでくれる量）は次の通りです。この量を超える場合は、超過運賃を支払わねばなりません。超過運賃は1才（1立方尺の容積、石油カンは約2才）につき495円です。

12才以上の1人につき 40才

※現地上陸港での税関検査

税関検査はサントス・ベレン港下船後行なわれますが、伯国関税法等により規定される入国者の身廻品、土産品の無税持込許容量は、US \$ 100,00、酒、タバコはUS \$ 2,500までです。

そのため多量の同一物品、電気製品、陶磁器類は勿論のこと、たとえ職業用具であっても税金が課せられます。

多額の課税があらかじめ予測される場合は免税申請を行なう方法がありますから事前に県事務所
の指導をうけて下さい。

6. 在外支部別地域現況

(1) サンパウロ支部管内

ブラジルの中でも、サンパウロを中心とした、ブラジル南部一帯は最も開発の進んだ地域で戦前
渡伯した約18万人の日本人移住者の多くは、この地のコーヒー園雇農農業から出発、幾多の曲折を
経て今日の基礎を築きあげたのです。

現在日系人移住者の農産物生産高は、サンパウロ州の全生産高に対し、茶100%、いちご100%
トマト95%・鶏卵90%・生糸90%・野菜70%・馬鈴薯60%・コーヒー20%を占めております。

(イ) 雇用主あっせん地区

地 域	作物	主 作 物
1. サンパウロ市近 郊 サンパウロ周辺		蔬菜, 果樹, 養鶏
サントアマーロ マウア		蔬菜, トマト, ジャガイモ, キャベツ
イビウナ		ジャガイモ, トマト
ジュンジャイ		ブドウ, 花卉, アルファセ
スザノ		蔬菜, 養鶏
モジダスクルー ゼス		養鶏, 果樹, 蔬菜
ブラガンチーナ		コーヒー, ジャガイモ, 果樹, 牧畜
2. 中 央 線		蔬菜, 米, ジャガイモ, トマト, 養鶏
3. 聖 東 地 域		蔬菜, バナナ, 茶, パインアップル
4. モ ジ ア ナ 線		トウモロコシ, 綿, 落花生, 米, コー ヒー, 牧畜
5. ア ラ ク ラ フ ラ 線		米, コーヒー, サトウキビ, 落花生, 綿, ひま, 牧畜
6. ノ ロ エ ス テ 線		養蚕, トウモロコシ, コーヒー, 綿, 落花生, 米, 牧畜
7. パウリスダ線		養鶏, 養蚕, 落花生, 綿, ジャガイモ 牧畜
8. ソロカバナ線		トウモロコシ, トマト, ジャガイモ, 葉野菜, 牧畜



これは永年に亘る掠奪農法的コーヒー栽培により荒廃した土地を再開発し、土地改良と集約農法を導入した日系産業組合と少数伯國技術者の功績に負うところが大きい。

蔬菜・果樹・養蚕・養鶏等多様な農業の基礎を確立した邦人移住者の農産物は、大サンパウロ圏（約730万人）並びに近郊都市に対する一大食糧供給者として同地域に重要な地位を占めております。

現在のコロニア社会の構成は戦前幼少時に渡伯した人達及び現地生れの2世達が中堅を占め、戦後渡伯した5万余名の新移住者がこれに加わり、日系コロニア社会の機能更新・新陳代謝が行なわれており、戦後移住者は新しい知識と技術を資本として新生活設計を有利に展開しております。

戦後移住の形態は多岐に亘り公募雇用・自営移住・養蚕移住・呼寄雇用移住等がありますが、雇用移住について考える時、この方法は、すでに開発された旧地帯の日系雇用主に受入れられ雇用契約期間内における、分益・借地農業を経て独立し、将来への発展を期そうとする最も自然で且つ堅実な立法でもあり、在伯同胞の今日における社会への進出発展も又同方法が基盤となっております。

(ウ) あっせん要件

あっせん仲介の労をとるサンパウロ支部においては、雇用主懇談会・地域相談委員会の開催を通じ、雇用農業移住者を導入する雇用主に対し、次のあっせん要件を提示、少しでも早く新米移住者が初期の目的を達成し成るよう基礎的要件の雇用主宛啓発を実施これが実現を図っております。

賃 金 (賃金改訂の歩み) 単位: Ner \$

雇用期間 年 度	初 任 給		(総額)	(総額)	(総額)	4年目
	総 額	手取り額	6ヶ月目	2年目	3年目	
41	84.-	40.-	本人の能力、 物価の変動に 応じ昇給する			
42	105.-	60.-	若干昇給	初任給に対し 120%	歩合作移行	歩合作
43 (前半期)	130.-	70.-	〃	〃	〃	〃
43 (後半期)	200.-	90.-	〃	〃	〃	〃
44	234.-	128.70	〃	初任給に対し 200%	〃	〃

【註】

1. 初年度は最低賃金の50%増しとし、移住者手取額が最低賃金を下廻らないよう手当すると共に年間13ヶ月分を支給するよう指導する。
2. 2年目は最低賃金の100%増しを指導する。
3. 本人の経歴、能力、技術等を考慮し、それ相当の賃金上置みを指導する。
4. 雇用主控除額は45%以内を指導する。

〔参考〕 一般最低賃金表

1969年(単位:Ncr)(1-5-1969以降)

州名	金額	州名	金額	州名	金額
サンパウロ(1)	156,00	ア ク レ	112,80	リオ・グランデ・ドノルテ	98,40
ク (2)	144,00	ア マ ソ ナ ス	ク	アラゴアス	ク
リオ・デジャネイロ(1)	156,00	ロ ン ド ニ ア	ク	ベルナンブコ(1)	120,00
ク (2)	144,00	バ ラ ー	ク	ク (2)	103,20
サンタ・カタリーナ(1)	141,60	ロ ラ イ マ	112,80	バ イ ア(1)	120,00
ク (2)	124,80	(リオ・フランコ)	ク	ク (2)	98,40
パラナ	141,60	マ ラ ニ オ ン	98,40	ミナス・ジェライス(1)	148,80
リオ・グランデ・ド・スール	141,60	ピ ア ウ ィ ー	98,40	ク (2)	144,00
マツト・グロッソ	120,00	セ ア ラ ー	98,40	エスピリット・サント	124,80
連邦区(ブラジリア)	148,80	バ ラ イ ー バ	ク	グアナ・パラ	156,00

※ サンパウロ州 第1区 日給 5,20 時間給 0,65
第2区 日給 4,80 時間給 0,60

※ 月給は30日間、または240時間を単位とする。

§. 移住者定着のための援護

1. 地方相談員による地区内相談仲間意識・連帯感の醸成と孤立感の解消。
2. 巡回営農生活指導

独立・結婚・生活相談

3. 農業講習会開催の検討実施
最新情報の把握・研修・他地区との親睦・融和
4. 独立融資の検討実施

ポンプ・トラクター・土地購入金融融資の三段階連関融資による分益・借地農業段階者の独立援助を検討し融資を実施する。

5. 雇用農移住あっせんに関する分益請負条件の一般的基準

雇用農移住あっせんに関する分益請負条件の一般的基準

(地方の慣行に準拠するため、多少の差異を生ずるが下記の条件を基準とする)

1. 花卉・苗木

- (1) a 本人の能力、技術、稼働力により、耕作面積、または受持温室を決める。
b 営農費、生活費等は株主が前貸し(営農費はそれぞれ歩合率に準じて負担)精算後、純益の50%を移住者が取得する。
c 球根増殖、苗木育成用の余作地を与える。(無償貸与)
- (2) a 芽接ぎ、交配等、技術者の場合は相当給料を支給するほか、仕事量に応じて歩合を支払う。
b 余作地を無償貸与する。

2. 養 鶏 (採卵鶏)

- a 稼働力, 能力, 経験に応じて受持羽数は決める。
- b 最低2カ年の契約で育雛より廃鶏売渡しまでとする。
- c 鶏舎, 育雛器, その他の器具類は, すべて耕主負担。

営農費, 生活費は耕主が前貸し, 営農経費は歩合率に準じ, それぞれ負担, 精算後, 移住者の純益を50%とする。但し, 鶏糞は耕主がとるものとする。

3. 養 鶏 (採肉鶏)

- a 稼働力, 能力, 技術等により, 受持羽数及び回数を決める。
- b 育雛より売渡しまでを1回とし, 90日毎に精算する。
- c 鶏舎, 育雛器, その他の器具類は耕主負担。営農費, 生活費は耕主が前貸し, 営農経費は歩合率に準じてそれぞれ負担, 精算後純益の40%を移住者が取得。但し, 鶏糞は耕主のものとする。



サンパウロ近郊の花弁栽培農場と独立間近の雇用青年



サン・ベルナルド・デ・カンボ地区雇用主懇談会

(2) ポルト・アレグレ支部管内

ポルト・アレグレ支部はリオ・グランデ・ド・スール州(面積282,184平方軒・人口6,340,000人)およびサンタ・カタリーナ州(面積947,98平方軒・人口2,579,000人)の2州に居住する邦人地域を管轄しております。

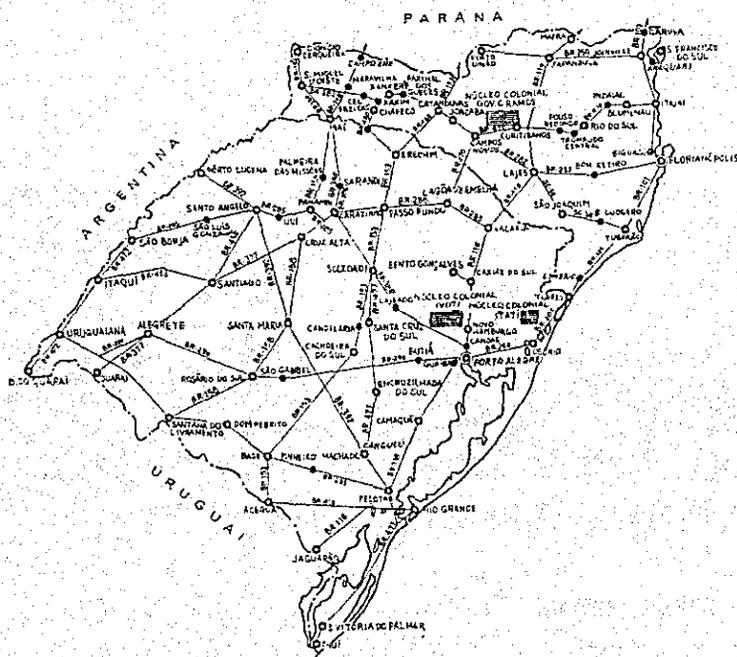
○リオ・グランデ・ド・スール州における邦人移住の歴史は, サンパウロ・パラナ方面に比し相当新らしく, 特に計画的移住としては, 1936年8月創設の海外興業による「サンタ・ローザ植民地」が最初です。

この植民地には富岡漸氏を主任として15戸が入植, 現地における分家を併せて18戸となったが, 第2次大戦勃発の折, 種々な事情から退耕, 現在では殆んど当時の面影をとどめておらない。

退耕後の入植者の殆んどが現在ベロッタス, ポルト・アレグレに転出, 農業あるいは商業に従事しております。

また、戦後同州への移住は、1955年呼寄農業自費渡航者が最初でその後、サンベドロ・ジュスチーナ等の大耕地も含めて各所に引受外人耕主が現われ同州への邦人移住熱が高まり、1966、4までに1,786人の移住者が各耕地に入植、不慣れた生活慣習や不自由な言語になやまされ相当苦勞を余儀なくされ、また、サンベドロ耕地・ジュスチーナ耕地のように外人耕主の契約不履行による経営不振のため、わずかな期間で退耕せざるを得なかったところもあり、退耕者は当事業団あるいは邦人先住者のあっせんで、多くはサンタ・マリヤ、ポルト・アレグレに転耕する等幾多の屈折を経て現在に至っており、ここ数年来現地人の食習慣も変化しており蔬菜類も相当食膳に供するようになったことから、農業経営も軌道に乗り自立農業に移行するものが多くなった。

サンタ・カタリーナ リオグランデ・ド・スール 兩州概況図



○サンタ・カタリーナ州への計画移住としては、1956年入植のソンプリオ地区に対する7名の単身青年をあげることができます。

1963年には海外移住事業団とサンタ・カタリーナ州農地改革院との間に締結された協定に基づいて推進することになった、クリチバーノス郡に所在する「セルソ・ラーモス知事植民地」と、

1963年カトリック神父等によって計画され、現地から邦人数家族が入植した、「浦上植民地」とがあります。

ラーモス植民地は、ブラジルの最南端のリオ・グランデ・ド・スール州に接し西はアルゼンチンに続く東西に細長い、サンタ・カタリーナ州にあります。この地帯は温帯性気候で温帯果樹栽培地

として脚光を浴び、特に同植民地で産する、ネクタリン（油桃）は好評で、かなりの高値を呼んでおり着々邦人社会の拡大基盤の形成に努力しております。

○雇用青年と共に伸びるイボチ移住地

伯国3州開発計画の1つに、サンタ・カタリーナ州ラーモス移住地があるように、リオ・グランデ・ド・スルース州にも州政府が注目しているイボチ移住地があります。

州都ポルト・アレグレから国道116号を北へ44キロ、ノボ・ハンブルゴ市（革製品の生産地）を経てイボチ郡イボチ村がある。住民の99%が純ドイツ系、その中にあって26家族の日系人は入植僅か2年半にして入植地の完全電化、全入植地に直径20センチの鉄管を敷きつめての完全灌漑とその上、完全浄化装置の水道まで備え恵まれた生活を営んでおります。

もっともこうした恵まれた条件で当初から入植したものではなく、その大半が個人耕主のもとに雇用ないしは、歩合農業者として同州に入植、幾多の屈折を経てここイボチを移住者みずからが選定、営農が開始されたのです。

—イボチ移住地造成の経緯—

1960年前後は野菜生産者が少なく蔬菜栽培は有利に展開したが、日系人が都市周辺に集中栽培するに従い生産が増大1963にはトマトの大暴落があったことから営農安定を切望する気運が高まり、笹田教利・加賀落敏（現在イボチ移住地のリーダー）両氏が発起人となり営農協議会が結成され、ここでの研究は技術的なものから次第に「土地を購入し協同して事に当ろう」との思想に移行し、近郊園芸農業・子弟教育・衛生環境を充足し得る条件を備える入植地調査が開始され、イボチが選定されたのです。

—営農作目と雇用農導入—

イボチ入植者は、平均という小面積から食用ブドウを中心に養鶏を加え、当面2本立て営農としブドウ作付けも全戸そろって帯状に協同防除を考慮している。

養鶏は資本回転の早い食鶏を採用し27棟の鶏舎が完成されております。

入植者の平均稼働力は、1.5人平均年齢は37才と若く研究心旺盛で、イボチ移住地の振興策を強力に押し進めております。

その表われの一つに、後継者として雇用青年を導入するに当っては、従来の4年契約農年を2年契約農年に短縮、最低賃金でカ年就労し現地にとどまる意志があれば土地を購入し更に1カ年就労し独立せしめる方式を採用している。

そして独立まで事業団とイボチ農畜産園芸協同組合が責任を持って指導することになっております。

(3) ベレン支部管内

アマゾン流域は原始林におおわれ豊かな資源と降雨に恵まれた日本の約10倍もある広大な地域が未開発の宝庫といわれており、この地域の開発は世界注目の的となっております。

ブラジル政府は、アマゾン経済開発庁（S・P・V・E・A）を設けて開発に乗出し、日本人の

受入れにも積極的です。

アマゾンにおける日本人は約6,000人で、その活躍はめざましく功績も大きい。

1922年南米拓植会社が設立されアマゾンへの移住が積極的に進められると共に1930年には植民地(現在のトメアス)に入植が始められました。

しかし事業不振から入植者の多くは離散しましたが、たまたま拓植会社臼井牧之助がシンガポールから持ち込んだピメント(胡椒)の苗木3本の移植が成功し、今日に見る如くトメアス移住地やベレン近郊におけるピメント・ド・レイノの隆盛を見るに至っております。

又1936年にはジュート(黄麻)栽培に成功、アマゾン特産地としての基礎を築き、麻袋の原材料として完全に国内需要を賄うまでになっており、日本人移住者の功績は高く評価されるに至っております。

そしてアマゾン地域には、パラ州、アマゾナス州、連邦直轄区の直轄植民地にブラジル側の要請によって、多くの日本人が入植し広大な自然の中で農業に励んでおります。

当事業団では点在する日本人移住地の援護指導に当ると共に、特に邦人移住地社会の後継者となる青年移住者を求める地域に対し、移住志望者のあっせんを実施しております。



ベレン近郊の雇用主農場

(イ) 雇用主あっせん地区

地 域	主 作 物
1. ベレン市近郊	
コッケイロ	蔬 菜・養 鶏・マラクジャ(自給程度)
サンタイザベル	ピメント・養鶏・マラクジャ(ク)
カスタニヤール	ピメント・養鶏・マラクジャ(ク)
2. トメアス移住地	ピメント

※ベレン市近郊には約350家族・トメアスには470家族の邦人が入植し主として胡椒(ピメント)を栽培しており、両地域の胡椒生産量は世界生産量の約1割に当る9,500トン、約450万本が栽培されております。

(ロ) あっせん要件

あっせん仲介の労をとるベレン支部においては、農業研修会、地域雇用主懇談会の開催を通じ雇用農業移住者を導入する雇用主に対し、次のあっせん要件を提示、導入移住者の早期独立に関する基礎的要件の確立を図っている。

§. 賃 金

初年度（前期）……………150%（パラ州の最低賃金に対し）

（後期）……………200%（ “ “ ）

2年目……………250%（ “ “ ）

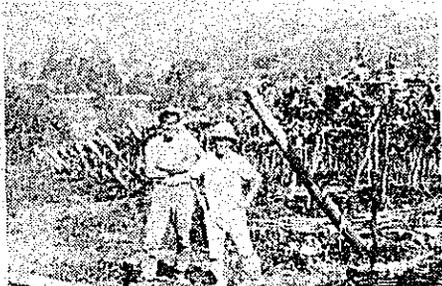
3年目……………300%（ “ “ ）

雇用3年を経て、第2トマスまたはベレン近郊に土地を購入することになります。

7. 雇用から独立営農への道

(i) 独立への段階的過程

雇用農業移住から、独立営農への道は、移住された誰れでもが安易にして平坦な道を迎えるものではありません。



明るい表情の雇用主と移住青年



サンパウロ近郊の雇用主住宅

雇用時代における日々の農作業の中で、言語・農業習慣（営農手順等を含めた、当国における農業事情等）を身につけると共に、農場管理技能を一步一步マスターする地味な努力が必要とされます。この努力の積み重ねが、分益農（雇用主農場の一部作目の栽培管理によりそこから上った利益の50%を得る）に進み、更に借地農業から独立農場経営と進展していきます。

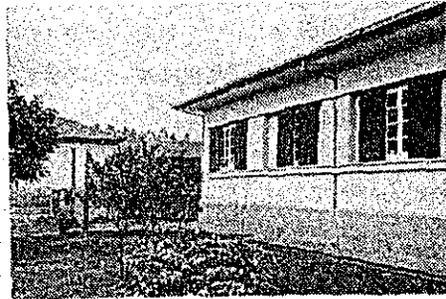
(i) 雇用農業期間

雇用期間中は、俗に金が残らないといわれます。

それは最低賃金を支給され、食事、住居を保証されているとはいえ、衣服・嗜好・衛生・娯楽等に消費すれば残るまでに至らないのが現実です。



農場作業風景



雇用者のための住居

そのため現行賃金の手直しより独立後、雇用主の協力・援助を求めることが総べてに特策との見解が生じますが、ここで留意しなければならないことは、①独立には金がかかること、②パトロンが独立後も担保物件の提供や借入金の保証人になる義務は、契約書等に明記されている訳けではなく、あくまでもパトロンの人間性に訴える本人の就労上の努力が基本となっており、大過なく雇用期間を努めあげたといつて、当然パトロンが援助してくれるということではありません。

もとより事業団としては、出来得る限りよい賃金を支払い又指導力のあるパトロンに雇用あつせんずるよう努力しておりますが、要は雇用主個人の人間性と被雇用者の日常就労上における心掛けによる信頼感の昂揚が最も大切な分益農業への要素となります。

(d) 分益農業期間

雇用移住者が、独立資金を蓄えることの出来る機会は、雇用期間を終了、分益農（マイアー）になったときから始まります。

分益農は、パナマ州におけるコーヒー栽培等を除き通常、営農所要経費はパトロンが前払いし収穫後粗収入の中から前払い経費を差引き残った利益をパトロンと一定割合で分け合うこととなります。

なお分益期間中には、余地を与えられることもあります、一般的に分益時代は労働余力がないのが普通で余地利用による収入は、あまり期待出来ません。

しかしこの方法は、自力栽培による分益営農だけに栽培技術の向上を図るに一番よい機会であると共に、収穫が好成績であればまとまった利益配分と信用とが得られる一石二鳥的段階といえます。

通常、分益農業は2～3作を続ける傾向にあり1作目で営農資材としてポンプを購入、2作目には消毒器材を、3作目で独立資金を蓄積するようです。

(e) 借地農業期間

分益農を何年か経過した後、所要の独立資金手当の見通しも出来、心構えが出来るといよいよ独立の第一歩である借地農へと進みます。この場合借地料は地価の1～2割が通例のようです。

(2) 具体的独立例

§. 果樹栽培独立者の紹介

氏名：山下 治 昭 10. 10生

出身：福井県三方郡三方町

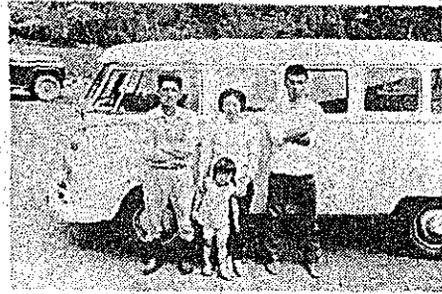
渡伯：昭34・3 あめりか丸

現住所：サンパウロ州ピニャール移住地

移住型態：コチア青年移住



山下農場のブドー園



家族員及び休業中の貴田君

1. 移住の動機

三方中学卒業後、家業の漁業に従事、当時経済不況故に小漁村での生活にあきたらず、又、私自身コセコセした事が嫌いでもあったためか、広いところへ出て思いのまま仕事をやりたい気持を押え切れない状態にあったが、それかといってこの気持を解決する具体的方法を持たなかった。たまたま県庁にて「コチア青年移住」という海外移住の途を知り、我が意を得た想いでこれに応募、国内の訓練講習・渡航手続を経て乗船した訳でこの時の所持金は50ドル（邦価18,000円）で、幾分の心細さは、昨日の事のように鮮やかに憶えております。

2. 着伯後雇用生活から独立まで

乗船後1カ月余の1959年の4月23日サントス港に着き、ジュンジャイ市に近いロペイア地区の入江農場に就労、雇用生活の第一歩を踏出しました。

パトロン（雇主）は、同郷で、なにかと面倒を見てくれ、契約期間中これといったトラブルもなく食住保障の元に若干の小遣金を支給され、ブドウ・イチゴ・ユウカリの苗作り、消毒を主な作業として与えられ、無我夢中で仕事をしたのでホームシックやつらいことは特に感じなかった。

3年目にして、ミナス州に近いアグアス・ダ・ブラータ伯人農家にて人参栽培の分益（メイアー）を実施、条件は3分の2栽培者収入・3分の1パトロンとし生産物は近くのポッソス・デ・カルダス（温泉町）の市場へ搬入したが、余り値が出ず同分益では食住の他蓄積した資金は300コントス（約500米ドル）となった。

結婚は分益に入ると同時に福井県海外協会の世話で福井出身の現在の妻を呼寄せ昭和38年、事業団直営移住地ピニャールに6アルケール（14.4 ha）を購入した。

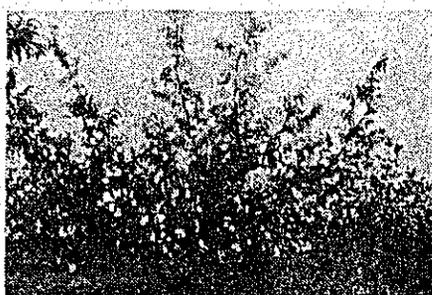
資金は、手持ち資金（+）組合融資（+）郷里送金を元に土地分譲契約を受け営農を開始した。

3. 独立から現在まで

独立当初の営農は、短期作としてトマト・永年作として桃を植え出発、トマトは6カ年連続栽培した。トマトの栽培成績は当初1～2回は出来が悪く、栽培回数を重ねるに従い、出荷値・収量共に良好な成績を揚げられるようになった。2年目はトマトでの利益を元にブドウ（ナイアガラ種）を、600本（0.5 ha）植付け、2回の収穫を通じ（2年共に雹害を受け20～30%減収）600箱の収穫を得た。



ブドウ園



山下農場の桃園

桃は現在までに4回収穫し年平均1,000箱の収量成績となった。

過去6カ年間で省り見る時、短期作のトマトが好調であったことと、最近では苦勞して育成した果樹が順調に伸びて来ており、営農は順調です。

現在営農は、トマト0.5、ブドウ成木5,000本（0.5 ha）幼木350本（0.4 ha）、桃0.7 ha となっております。

資産：

潜水ポンプ—1台（ヤンマー7.5～8馬力）

動力噴霧機—1台

自動車—1台（コンビ型）

耕うん機—1台

倉庫—8 m×15 m

住宅—5 m×20 m（レンガ建）

4. 後輩移住者の引受け状況

貴田 孝平（20才）

出身：福井県立若狭農高卒

滞伯年数：1年

移住型態：南伯雇用農移住

現況：現地人雇用者の指導・監督をさせているが、大変よくやっている。

現在ブドウの歩合作を実施中。

5. 家族状況

山下 重子（妻）—27才

廣 広治（長男）—7才

山下 高広(次男) -- 5才

// 文枝(長女) -- 3才

// 建治(3男) -- 1才

6. 後続移住希望者に対する要望事項

(1) ブラジルの後進性を理解し、習慣・就労環境に早くなじむことに加え根気強く努力すれば、まだまだ興味ある面が沢山発見出来、それを活用出来得るチャンスがある。

(2) 移住に際し、はっきりした目的と意識を持って、自分の得意とする専門種目について技術的に充分研鑽することが肝要である。

§. そ業栽培独立者の紹介

氏名：紫芝 英美 大 11. 8 生

出身：長野県上伊那郡飯島町

渡 伯：昭 30. 5

現住所：サンパウロ市近郊、ドナ・カタリーナ

移住型態：呼寄雇用家族移住者

1. 移住の動機

七久保青年学校を卒業と共に農業に従事、その後結婚し子供が出来、次第に成長して行く姿を見るにつけ、耕作規模の少なさ故の貧乏生活にこれ以上農業を継続する気にもなれず中途半端な気分にあった時、たまたまサンパウロ郊外のイタケーラで農業を営む三沢正人氏から10万円の支度金を融資するから、ブラジルへ移住するよう呼掛けられ、本気で移住を考えた。

考え抜いた末、移住を決意してからは渡航手続・財産処分・借金の返済等あつという間に過ぎ渡航時点の手元資金は90ドルしか残らず昭和30年5月横浜港をドラの音と共に出帆、同年7月サントス港に上陸した時には、虎の子の90ドルは60ドルに、それを懐中深く収め三沢農場に向った。

2. 雇用生活

三沢農場に旅具を解き、農場を見回すところ、産卵鶏 2,000 羽・桃 300 本・ボンカン 300 本の経営状況であった。

ここでの仕事は養鶏の飼育管理・鶏舎の建設・開墾・桃の増植等の作業に精を出し初年度内月給は 4,000 クルセイロ (18,600円)、妻が 2,000 クルセイロ (9,300円)、次年度(昭32. 1) 6,000 クルセイロ (28,000円) に昇給したものの妻が家事に専念したため当初生活内容と変わらず、昭和34年1月には 11,000 クルセイロ (30,000円) に昇給する等比較的優遇され、4年目にして同地区内にて養鶏業を営む竹内力氏よりパトロン三沢氏を通じ養鶏分益の話があつたのを機会に、三沢氏からの渡航前融資のあつた支度金半額を返済、竹内養鶏場へ転出した。

3. 分益農の生活

昭和34年1月竹内養鶏場へ転出しては見たものの、鶏に疾病が続出して成績が上がらず5月には養鶏場を閉鎖する憂き目に合い、同年6月次の転身先として、イタケーラより 2 km 離れた地点にあるガチミーの岩田益男氏農園での桃栽培分益を選んだ。

岩田農園での分益は、3人の青年を雇用し700本の成木と500本の幼木を請負ったが、初年度は人件費が高み昭和35年1月の決算では配当金は5万クルゼイロ（95,000円）であった。

昭和36年には販売価格が良好であったので、10万クルゼイロス（130,000円）と収入がやや増収、耐乏生活で蓄えた資金から、三沢氏への借入金銭金を全て返済、再度三沢氏のあっせんで、現在の農場（カステロ・ブランコ街道66km地点のドナ・カタリーナ）に4アルケール（約22町歩）を購入し独立した。



農場近くに延びるカステロ・ブランコ街道



収穫目前のトマトと紫芝夫妻

4. 独立後の営農生活

昭和36年購入した農地に入植したのは翌年3月、入植後トマトを6千本栽培、中古の小型灌水ポンプ2台とホースを購入し、どうにか生活維持をなした。

昭和38年には、トマト2千本とピーマン・タマネギ・ニンジン少々を栽培、その売上げ総額が223,000クルゼイロス（139,000円）、昭和39・40年共に昭和38年と同規模作目で夫々の売上高は、223,000クルゼイロ（為替変動あり67,000円）、487,000クルゼイロス（88,600円）と悪く、苦しい生活が続いた。

昭和41年には、トマトの栽培面積を拡大、5千本を栽植し出荷が高値の時期に適合したのでこの年は1,570,000クルゼイロ（260,000円）の売上げを記録し、中型灌水ポンプを220,000クルゼイロ（27,000円）で、又マイクロ・トラクターを1,440,000クルゼイロ（180,000円）で購入、農薬・肥料等の買掛金を総べて完済した。

昭和42年度は、7千本栽植したトマトの成育・結実状況も好調であったため、高値で販売することが出来、2,351,700クルゼイロ（29万円）の純収となり、灌水ポンプ8馬力を2,000,000クルゼイロで又小型トラックの中古車を同じく2,000,000クルゼイロで購入し今後の生産物の販路拡大を図ることとした。

バレイショ・トマト栽培を世間ではバクチ農業というが、私の経験では適正規模の栽培を行えば決して赤字経営にならないとの確信があります。

子供を育て教育してなおかつ営農機材を購入し得る、現在の営農に満足とまでは行かずとも、ある種の充実感を味わっております。

※家族構成

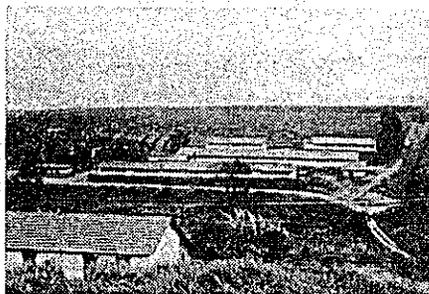
紫芝 英美（家長）大正11. 8. 5生
 // 好子（妻） // 13. 8. 20生
 // 俊彦（長男）昭和22. 8. 29生
 // 豊（次男） // 24. 12. 26生
 // 澄子（長女） // 33. 10. 14生（伯国生れ）

§. 養鶏独立者の紹介

氏名：地坂 満夫 昭 8. 1生
 出身：和歌山県日高郡川辺町
 渡伯：昭 31. 5 チサダネ号
 現住所：サンパウロ州アチバイア郡タンケ
 移住型態：コチア青年移住



地坂満夫氏と住居



鶏舎全景

1. 移住の動機

岐阜大農学部を卒業したものの自身が納得の行く就職口がなく、生活設計をきめかねていた矢先、友人からブラジル移住を聞き、農業専攻を生かすことの出来る広いブラジルに移住する決意を固めた。もっとも単身での移住方法としては、コチア産業組合が募集している雇用農業移住が適切と考え、これに応募、訓練講習を経て、昭和31年5月17日神戸出帆のオランダ船にてケーブタウン経由の長い航海に旅立った次第で、ポケットには移住センターで交換したU.S 100ドル（36,000円）が、ガチャガチャ相互にぶつかり合い取っておりました。

4カ月の長い航海の末、サントス港に上陸したのが、9月11日、早速サンパウロ近郊（約60軒）のバンゼン・グランデの田村精郎氏農場に配耕された。

この農場は、養鶏を主にトマト・ブドウを栽培していた。

2. 雇用農生活から独立

雇用生活を振り返って見ると、仕事という仕事は、何んでもやった。

朝早く起き、それこそ「鶏の起きる前に起きて」作業をした。

給与は他のコチア青年と同様、当時の金で月800クルゼイロス（当時換算約：3,700円）であったが、翌年度から1コント、3年目1コント200、4年目1コント400と順次昇給したが、この生活

は、大学でろくすっぽ農作業をやっていない自分にとって、突につらくその上ホームシックにかかり、何回か帰国を考えた。

ともすれば大学卒が念頭から離れず、何にかと抵抗を感じこんなことならブラジルくんだりまで来るのではなかった。とか、国内での良い面ばかりが思い出され帰心矢の如くであったが、仕事に追われ2年過ぎには、徐々にあるがブラジルの良さが判かり又自分自身なりの生活方針が固まりつつあったことから、毎日の仕事に張りも出て契約農年の4年を完全に果たし、パトロンの全面的援助で、昭和36年借地によるトマト栽培で独立した。

3. 借地農業から完全独立まで

借地独立に当っては自分1人の力より、2人の力をとることで移住前より交際していた現在の妻を呼寄せ7月に結婚、貯金の300コトス（当時トラクター1台400コトスであった。）とパトロンが無料進呈してくれた種苗、営農に必要な灌水ポンプ・トラクター等パトロンの無料貸与により独立の第1歩は順調で、トマトの高値とかち合い1回のみ収穫で納得の行く利益を得ることが出来た。

そしてこの年の後半、サンパウロ近郊のアチバイヤ郡タンケ地区に6アルケール（約15ha）の土地を購入し養鶏業を始めた。

この土地はコチア産業組合が種鶏農家を育成する為に力を入れ、分譲販売したもので、支払いも3年据置き3年々賦と好条件の上コチア産組が保証人となって、銀行融資をあっせんしたので営農に支障なくスタート出来た。

昭和36年銀行より営農資金を借入、鶏舎2棟を建て1,500羽の雛を入れた。

翌年には更に2棟増築し、雛1,500羽を入れたこの経費も銀行融資に依るものであった。

そしてこの年ブラジルでのインフレが進昂したため、生産売上げからの銀行融資の返済は比較的楽であった。

昭和38年には更に経営規模拡大のため前年度同様の資金手当をし、鶏舎を増築した。

又この年はコチア産組による種鶏定価の取極めが実施され、利巾が予測出来安定した営農が可能となった。

昭和43年には更に8.9アルケールの土地を追加購入、合計12棟の鶏舎を建築、現在安定した養鶏業を営んでいる次第です。

資産：

土	地……………15アルケール（36 ha）
家	屋……………400m ² （住居含む延べ）
乗	用 車……………1台
	トラクター……………1台
農	具……………1式

家族構成：地 坂 満 夫 戸主（36才）

〃 昌 子 妻（33才）

地 坂 勝 美 長男（7才）

カノ かのる 長女（3才）

※後継移住者のために

石の上にも3年の諺があるとおり、これをつとめあげる根性を持つこと、乗越えた時点できっと人生の指針というか、現地生活上の自信が出て来るものです。せっかくの移住決意を中断することは、今にして我身を振り返り思う時、辛棒がいかに大切か胆に銘じた次第です。

§. ビメンタ栽培独立者の紹介

氏 名：黒田 真琴 昭 16.4 生

出 身：静岡県駿東郡長泉町

渡 伯：昭 38.9 あるぜんちな丸

現住所：ベレン近郊カスタンニヤール

移住型態：呼寄雇用農移住



ビメンタの検見風景

1. 移住の動機と独立生活

拓殖大学を卒業する以前より、広いアマゾンへ行って将来は大牧場主になろうと思って、トメアスーに雇用農業者として入植して見たものの、右を見ても左を見てもビメンタの栽培、結局独立した現在でもビメンタ栽培に精進する結果になりましたが、初心すてがたく、現在のビメンタ園が経済生産性を失った後の利用法として牧野を造成、牛の飼育を考えております。

移住当初は、トメアスー移住地の山本峰雄ビメンタ農園に月給6コントスで雇用農業者として出発、月々の月給は煙草代で手一杯、苦しい体験を積み当初の約束どおり、エリザベス・サンダースホーム農場に転出した時は、赤字が少々ありました。サンダース[ステパノ]農場では、主に農場建設に参加し、最初10コントス、後半20コントスの月給が支給され、昭和41年10月迄の2カ年間、現在に見る農場の建設に従事、この仕事を経て独立の自信が出来たので、沢田美喜園長とも相談し、昭和44年10月

にベレン近郊カスタンニアルに約11町歩（購入価格は1,200 コントス）を購入独立した。

独立に当っては、良い伴侶を迎える必要があることから移住前交際のあった新潟出身の大和学院卒業した現在の妻を本年4月に呼寄せ独立後の繁雑さから解放された次第です。

住居は6m×10mの平屋で土壁、屋根はカバッコ（耐水性のある木を薄く割り、屋根ガワラ程度の大きさに切りそろえたもの）でふいた粗末な家ですが、通風性がよく雨が降っても雨音は柔く、なかなか風流な家と、自画自賛しております。

現在はピメンタ2,000本・マラクジャ（果汁採取用の蔓性植物）を、自家労力の範囲で栽培しているので、生産粗収入は1万8千コントス（邦貨換算：180万円程度）となると思われます。

今後の方針としては、更に2,000本のピメンタを増植準備中でエスタッカ（支柱）も購入し農場への搬入を済せ、ピメンタの育成を見守りながら、3年後の収穫を16トンまでに伸ばそうと、考えております。

今回の増植は、事業団融資に依存したが以後の規模拡大は、営農利潤で実施する計画としたい。

ここカスタンニアル郡は、ベレンの東方約63kmに位置し、パラ州では最も発展の盛んな郡として知られており、アマゾン農村開発庁のモデル農村に指定されており近代産業発展に欠かすことの出来ない電力は、パラ電力会社により高圧電線が引かれ、すでに4工場が操業に入る等、近代化の波が肌感じられる地域となって来ました。

又当地域に在住する邦人家族は約70戸でピメンタの外に多角経営による営農安定を目ざし、養鶏・蔬菜・果樹の導入が目立っている。

ことに近年におけるマラクジャの栽培は、ピメンタが成木になるまでの資金繰りのための移行換金作物として普及されており、なにかと心強い限りで独立後の営農に精進しております。

家族構成：

黒田 真琴（家長） 昭 16. 4 生

〃 洋子（妻） 昭 22. 10 生

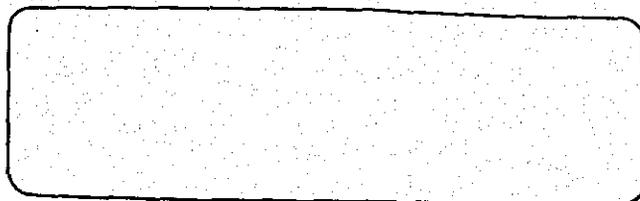
2. 後続移住希望者のために

現在は、ピメンタ2,000本と11町歩の土地だけですが、やがては、前雇主の山本峰雄氏と同様の経営成績を揚げることも可能であり、且つ商業・工業方面への進出も不可能ではないと考えております。

要は努力次第で、道が拓ける地域条件を具備しております。

従ってゲバ棒を手に同邦人と、なぐり合うよりは、そのエネルギーをアマゾンに振るった方が、いかに世のため自分のためになるかを自覚され、移住する限りにおいては、強い信念を持つことが大切です。

問合せ先

A large, empty, rounded rectangular box with a black border, intended for providing contact information. It is positioned below the text '問合せ先'.